交通局企業出納員等の会計事務検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市交通局会計規程(平成25年交通局規程第13号。)以下「規程」という。)第2条に規定する企業出納員及び分任企業出納員並びに第7条に規定する現金取扱員並びに第50条に規定する前渡金管理者並びに第28条に規定する公金徴収事務等受託者(以下「企業出納員等」という。)の行う会計事務に関する検査(以下「検査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 交通局長(以下「局長」という。)は、必要があるとき認めるときは 、職員のうちから検査員を命じて検査させることができる。

(検査項目)

- 第3条 企業出納員等(公金徴収事務等受託者を除く。)に対する検査の項目については、次に掲げるものとする。
 - (1) 規程第2条第6項第4号に規定する諸収入金の出納状況
 - (2) 規程第6条第2項に規定する現金の保管状況
 - (3) 規程第51条第1項に規定する前渡金の保管状況
 - (4)前3号に掲げるもののほか現金及び有価証券の管理に関すること。
 - (5) その他局長が認めたもの
- 2 公金徴収事務等受託者に対する検査の項目については、前項の規定(第3 号を除く。)を準用する。

(検査の実施時期)

第4条 検査は、年間計画に基づき定期に、又は随時に実施するものとする。

(検査の通知及び報告)

- 第5条 局長は、検査日の5日前までに、文書をもって検査の実施を通知する ものとする。ただし、局長が認める場合は、この限りでない。
- 2 検査員は、検査の結果について、局長に遅滞なく報告しなければならない。
- 3 局長は、検査の結果について、検査実施後1箇月以内に企業出納員等へ講 評を行うものとする。
- 4 局長は、検査の結果に指摘事項(是正又は改善が必要な事項)があるときは、企業出納員等に対し必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 5 局長は、検査結果について、監査委員に報告する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、局長が定める。

附則

この要領は、平成18年1月27日から施行する。

附則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年11月20日から施行する。